

府子本第 373 号
27 文科初第 1136 号
雇児発 1207 第 1 号
＜最終改正＞こ成保第 283 号
7 文科初第 2815 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について
(通知)

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 19 条等に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査（以下「指導監査」という。）について、下記のとおり基本的な考え方を取りまとめました。

各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するとともに、教育委員会等の関係部局と連携し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園については、基本的には幼稚園、保育所の認可等を受けて設置・運営されているものであり、幼稚園については、指導助言を基礎として、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を確認することが考えられます。また、保育所については、指導監査を基礎として、定期的な実地検査等により確認することが考えられます。具体的な指導監査の実施方針等については、幼保連携型認定こども園の取扱いを踏まえつつ、認

定を行う各都道府県の判断に委ねられるべきものと考えているので、念のため、申し添えます。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事又は指定都市・中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が、幼保連携型認定こども園における「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「認可基準」という。）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号。以下「要領」という。）等の遵守状況を定期的又は臨時の実地検査等により確認し、その結果に基づき、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保しようとするものであること。

2. 指導監査の実施方針

1. の目的に鑑み、幼保連携型認定こども園の認可を行う都道府県知事等は、定期的かつ計画的に実地検査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認すること。

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、一般監査については、本通知 3. 「主な指導監査事項」を標準として、定期的かつ計画的に行うものとする。なお、一般監査の頻度については、各都道府県知事等の判断によるものであるが、児童福祉施設については、原則として、年度ごとに一度以上実地による検査を行うこととの均衡に留意すること。

また、特別監査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

- ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ③ 重大事故（死亡、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。以下同じ。）が発生したとき又は園児の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められるとき（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により

把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断したとき等も含む。以下同じ。)等

- ④ 度重なる一般監査によっても是正改善が見られないとき
- ⑤ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

3. 主な指導監査事項

都道府県知事等が幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行うに当たっては、次に掲げる事項を標準として実施すること。なお、幼保連携型認定こども園に対する指導監査については、関連法令等に基づいて「標準監査項目」を整理し、「監査調書」及び「自己点検票」を作成したため、別添「幼保連携型認定こども園の監査について」を参照し、当該調書に準拠した監査を行うこと。

(1) 教育・保育環境の整備に関する事項

認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。

- ① 学級編成及び職員配置の状況
- ② 認可定員の遵守状況
- ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等
- ④ 教育・保育を行う期間・時間
- ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善や研修の計画的実施、保育教諭等が未取得の免許・資格の取得を計画的に行うための計画の策定等）

(2) 教育・保育内容に関する事項

要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。その際、取組の結果のみならず、取組の過程（振り返りや評価等）についても尊重する必要があることに留意すること。

- ① 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成
- ② 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価（園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等）
- ③ 小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等）
- ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携

- ⑤ 職員による、園児に対する虐待その他その心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生時の対応に関する措置

(3) 健康・安全・給食に関する事項

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。

- ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等）
- ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全(施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、救急救命講習の受講及び消防訓練の実施、職員の研修等)に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練等の実施並びに地域の関係機関との連携、重大事故の報告、重大事故の再発防止の措置（当該事故に係る検証が実施された場合には、その結果を踏まえた対応状況等を含む。）等）
- ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）

なお、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、自動車の運行等の場面については、重大事故が発生しやすいこと等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知中別添）を踏まえるなどして、以下の対策を講じているかに留意すること。

ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか、園児を一人にしていらないか、安全な睡眠環境を整えているか。

イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分

担を明確にしているか。

ウ 園児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。

また、食物アレルギーのある園児については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。

エ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育教諭等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施しているか。

オ 園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を適切に確認しているか。

カ 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する園児の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。

キ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

4. 検査結果に基づく措置

(1) 検査を担当した職員は、検査終了後、速やかに、検査対象施設の園長等に対して、検査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行うこと。

(2) 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認すること。

(3) 指導、助言等を行った事項について、適切な是正改善がなされない場合には、必要に応じて、認定こども園法に基づく改善勧告等の措置を講じること。

5. 留意点

(1) 指導監査に当たっては、幼保連携型認定こども園が、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形

式的・画一的な対応とならないよう留意すること。

なお、従来より私立幼稚園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開しており、幼保連携型認定こども園の指導監督に当たってもその経緯も踏まえた対応を行うこと。

- (2) 指導監査の実施時期・方法等については、個々の施設の事情を踏まえて柔軟に決定すること。なお、重大事故が発生したとき又は園児の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときには、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行うことが適切であることに留意すること。

また、施設関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

- (3) 一般監査については、次のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらない検査として差し支えない。ただし、①についても、直近の指導監査において問題が確認されているときには、実地による検査を行うことを検討すること。また、②については、実地によらない検査を行った翌年度は、当該園は②の場合に該当しないことに留意すること。なお、①又は②に該当するため実地によらない検査を行うこととした場合には、具体的に各園のどのような事情を踏まえて、①又は②のいずれに該当するとして、実地によらない検査を行うこととしたかを、園ごとに整理し、記録すること。

- ① 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合

※ここでいう「やむを得ない事由」は、今般の新型コロナウイルス感染症のように感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、一般監査に従事する職員の多忙など、都道府県等の側の事情は対象とならない。

- ② 以下に掲げる事項全てを勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

ア 前年度の実地検査の結果

イ その幼保連携型認定こども園を設置してからの年数（当該園を設置してから3年を経過していることを目安とすること。）

ウ 管内の幼保連携型認定こども園に対する前年度の実地検査の実施率が5割以上であること。

- (4) (3) により実地によらない検査とする際には、検査の実効性の確保の観点から以下を徹底すること。

- ① 書面確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせる実施すること。実地による検査となるべく同様の確認ができるよう、実地による検査で確認していたものと同じ資料を確認する、園の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって指導監査事項を確認するための資料の提出を求めるなど、工夫して検査を行うこと。
 - ② 実地によらない検査で疑念が生じた場合等には、速やかに実地による検査に切り替えること。
- (5) 幼保連携型認定こども園等における重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、当該園に限らず、今後の指導監査に反映させること。
 - (6) 指導監査は、法人に対する監査と併せて実施することも検討するとともに、可能な限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査及び業務管理体制に関する確認検査とも連携して対応するなど、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な指導監査となるよう努めること。その際、例えば、指導監査及び確認に係る指導監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図ること等が考えられること。
 - (7) 3.（2）の事項に係る検査及び措置に当たっては、必要に応じて指導主事の助言を求めるなど、教育委員会と十分に連携して対応すること。

(別添)

幼保連携型認定こども園の監査について

第1 幼保連携型認定こども園幼保連携型認定こども園の監査項目の設定（標準化）

1 幼保連携型認定こども園の監査項目の設定（標準化）の背景

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第19条等に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査については、自治体が独自に監査項目を策定し監査が行われてきた。今般、複数自治体で幼保連携型認定こども園等を運営している事業者において監査に関する対応が煩雑であること、自治体の監査項目策定に係る事務負担が発生していること等を踏まえ、国として、関連法令等に基づき、新たに標準的な指導監査項目を設定し、監査調書及び自己点検票を作成した。

当該監査調書及び自己点検票のうち、幼保連携型認定こども園の監査に係るものについては、こども家庭庁HP（URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/kansa>）に掲載しており、本別添において当該監査調書及び自己点検票に関する基本的事項を記載しているため、適宜活用すること。

また、当該標準的な指導監査項目等を設定したことに伴い、令和8年度において保育業務施設管理プラットフォームを改修し、監査調書等の入力機能を実装する予定である。

2 監査業務の標準化の考え方

幼保連携型認定こども園に対する監査は、自治事務であり、法令に基づき、自治体の判断で実施している事務であるため、今般、国として標準的な監査調書及び自己点検票を示すこととなるが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなり、必ずしもこれらの監査調書及び自己点検票の項目を全て順守しなければならない趣旨ではない。一方で、これらは複数自治体にまたがって事業を行う幼保連携型認定こども園にとって、自治体間での差分の解消による事務負担軽減に資するものであり、また、保育業務施設管理プラットフォームにおいて令和9年度以降に実装することを前提としてお示しするものである。

国として示す標準的な監査調書の取扱いについては、自治体ごとに国の定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を参酌等して制定された条例や、その他適用される条例も異なるため、柔軟に対応していただく必要がある。

第2 監査調書及び自己点検票

1 各標準様式の定義

標準様式として、監査調書及び自己点検票を作成した。それぞれの様式の詳細は以下のとおりである。

ア 監査調書

標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」及び幼保連携型認定こども園による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、

その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧である。

イ 自己点検票

幼保連携型認定こども園が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式である。監査調書に基づき整理した。

2 監査調書における評価項目について

監査調書における評価項目については、設備運営基準等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等をいう。以下同じ。）の規定及び通知等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等をいう。以下同じ。）との整合性を踏まえ、標準的な監査項目として必要と考えられる項目を精査したものである。

3 列の定義

監査調書における、各列の定義は以下のとおりである。

ア 番号

通し番号にて採番。

イ 大分類/中分類/分類

「監査評価項目・自己点検項目」の分類。

ウ 基本的な考え方（根拠条文）

根拠法令等の条文。

※ 「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。

エ 監査評価項目・自己点検項目

根拠法令等に基づいて、自治体及び幼保連携型認定こども園が、設備運営基準等への適否を確認するための項目。

※ 自治体による「監査評価項目」及び幼保連携型認定こども園所による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認すること。

オ 監査評価項目・自己点検項目の定義

「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。

※ いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定している。

カ 評価対象となる施設

「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。

キ 評価区分

「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。

ク 経過措置

当該項目について経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。

ケ 着眼点

指導監査を行うに当たって、確認すべき書類や確認すべき観点。

コ 事前提出書類

自己点検票と併せて、幼保連携型認定こども園へ事前に提出を求める書類。

サ 事前提出情報

設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、自己点検票と併せて、事前に提出（入力）を求める情報。

シ 根拠法令等

根拠となる法令及びその条項。

ス 関連法令・告示・通知等

根拠法令の他に、関連する法令・通知。

セ 毎年の確認を任意とする項目

「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。

※該当項目の列を「●」とする。

ソ 参考項目

通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。

※ 該当項目の列を「●」とする。

タ 確認指導監査/施設監査との重複

確認指導監査及び施設監査において、「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。

※該当項目の列を「●」とする。

4 評価区分の定義

監査調書の「評価区分」列の定義は以下のとおりである。

ア 文書指摘事項

設備運営基準等及び通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とし、幼保連携型認定こども園からの改善報告書の提出を要するものとする。

イ 口頭指摘事項

違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できるものとする。

※以下の場合に該当する場合等が該当。

(ア) 軽微な違反の観点

単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は指摘時点での修正対応が可能な場合。

(イ) 経過措置の観点

施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合又は設備運営基準・運営基準等の関係法令及び通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。

ウ 助言指導事項

法令等の努力義務規定違反、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘及び水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。

5 自己点検票について

自己点検票については、監査調書に基づき、監査の種別及び施設の類型ごとに作成した。自己点検票における自己点検項目の各部分の詳細は以下のとおりである。なお、回答欄で「対象外」を選択した場合は、その理由を備考欄に記入する運用を想定している。

ア 施設基本情報部分

幼保連携型認定こども園の名称等の基本情報を記載。

イ 自己点検・事前提出書類・事前提出情報部分

自己点検部分では、幼保連携型認定こども園が「適・否」を自己点検する。毎年の監査の際に、幼保連携型認定こども園に記載を求めることを想定している。

事前提出書類部分は、事前提出書類の提出を管理するチェックリストである。

事前提出情報部分は、監査で用いるため、施設の基本情報等を記載していただくことを想定している。

ウ 公定価格部分

公定価格部分では、自己点検部分と同様に、公定価格確認事項に対して幼保連携型認定こども園が「適・否」を自己点検する。

第3 各標準様式の活用例

標準的な監査調書及び自己点検票について、各自治体において活用いただく方法としては以下が考えられる。

(1) 監査調書の確認・実施計画の策定

標準的な監査調書を確認し、監査実施計画を策定する。なお、必要に応じて、条例の追記や独自項目等の追加・更新を行う。

(2) 自己点検票作成

幼保連携型認定こども園の職員に対し、自己点検票の作成を依頼する。

(3) 自己点検票確認・実地監査項目の検討

幼保連携型認定こども園において記入された自己点検票を確認し、監査調書を用いて、監査の際に確認すべき項目を整理する。その際、実地監査で確認を行う項目は、自己点検結果及び前年度の監査の結果等を考慮し、適切に判断いただくこと。なお、監査調書にて、「毎年の確認を任意とする項目」を設定しているため、そちらも参考にすること。

(4) 実地監査

監査調書の着眼点等を基に、各監査評価項目に対して「適」・「否」の判断を行う。